

基礎情報隊の組織及び運用等に関する達

昭和34年11月6日  
陸上自衛隊達第51-5号

改正	昭和36年9月30日達第122-35号	昭和46年7月23日達第51-5-1号
	昭和52年12月24日達第51-5-2号	平成9年1月17日達第51-5-3号
	平成18年3月27日達第51-5-4号	平成19年3月27日達第51-5-5号
	平成21年2月3日達第122-230号	平成29年3月27日達第51-5-6号
	平成30年3月8日達第51-5-7号	

中央資料隊等の組織及び運用等に関する訓令（昭和34年陸上自衛隊訓令第46号）第19条の規定に基づき、中央資料隊等の組織及び運用等に関する達を次のように定める。

陸上幕僚長陸将 杉山 茂

基礎情報隊の組織及び運用等に関する達

（趣旨）

第1条 この達は、基礎情報隊の組織及び運用等に関する訓令（昭和34年陸上自衛隊訓令第46号。以下「訓令」という。）に基づき、基礎情報隊の組織及び運用等に関し、必要な細部の事項を定めるものとする。

（業務）

第2条 訓令第2条の規定に基づき、基礎情報隊は次の業務を行う。

- (1) 国内外に関する情報資料の収集、処理、蓄積、配布に関すること。
- (2) 科学技術に関する情報資料の収集、処理、蓄積、配布に関すること。
- (3) 翻訳及び通訳に関すること。

（業務運営）

第3条 基礎情報隊は、前条の業務を遂行するに当たり、陸上幕僚監部指揮通信システム・情報部と緊密に連携を保持しなければならない。

（委任規定）

第4条 この達に定めるもののほか、基礎情報隊の組織及び運用等の細部に関し必要な事項は、中央情報隊長が定める。

附 則

この達は、昭和35年1月14日から施行する。

附 則（昭和36年9月30日陸上自衛隊達第122-35号）

1 この達は、昭和37年1月18日から施行する。

2 この達の施行の日から自衛隊法の一部を改正する法律（昭和36年法律第126号）

附 則

第1項の指定日までの間は同法附則第2項前段の規定により、なお存続する管区隊又は混成団については、この達による改正前の陸上自衛隊達の規定はなおその効力を有する。

附 則（昭和46年7月23日陸上自衛隊達第51-5-1号）

この達は、昭和46年7月24日から施行する。

附 則（昭和52年12月24日陸上自衛隊達第51-5-2号）

この達は、昭和53年1月30日から施行する。

附 則（平成9年1月17日陸上自衛隊達第51-5-3号）

この達は、平成9年1月20日から施行する。

附 則（平成18年3月27日陸上自衛隊達第51-5-4号）

この達は、平成18年3月27日から施行する。

附 則（平成19年3月27日陸上自衛隊達第51-5-5号）

この達は、平成19年3月28日から施行する。

附 則（平成21年2月3日陸上自衛隊達第122-230号）

この達は、平成21年2月3日から施行する。

附 則（平成29年3月27日陸上自衛隊達第51-5-6号）

この達は、平成29年3月27日から施行する。

附 則（平成30年3月8日陸上自衛隊達第51-5-7号）

この達は、平成30年3月27日から施行する。